# 生 徒 心 得

豊かな高校生活を送るためには校則を守り，学業に専念するとともに，本校生徒としての誇りを維持し，集団社会の一員として互いの人格を尊重しあえる人物になろう。また，差別のない環境をつくり，協調と礼儀を重んじ，若き日に自己の知性を磨くことで，人格を高め，心身を鍛えること。そして，学校行事に積極的に参加し，お互いの理想を求めて努力しよう。

（1）学　習

1．学習は学校生活の基本である。授業中には全精力を傾けて学習し，家庭では予習・復習を怠らないこと。
2．やむを得ない事情のない限り，欠席・欠課・遅刻・早退をしないこと。
3．8時20分には登校し，8時30分には教室で待機していること。
4．宿題，その他の作業，提出物，報告書などは期日までに必ず提出すること。

（2）服　装

1．登下校の際は，平日・休日を問わず，学校指定の制服を着用すること。
2．病気その他やむを得ない理由で，制服以外のものを着用する場合は，事前に学校の許可を得ること。

服装の規定

1．◎ 冬服

所定の制服に所定のネクタイ・リボンを必ず着用すること。

◎ 夏服

所定のカッターシャツを着用すること。（下着として着用するTシャツは白が望ましい。）長袖のカッターシャツを着用することも認める。

※ 気候等に応じて中間服装を認める。

中間服装とは，冬服・夏服を着用したり，長袖カッターシャツのみ，あるいはカッターシャツの上に学校指定のセーター・カーディガン・ベストを着用したりすることをいう。

2．服装はすべて細工，変形を加えない。
3．アクセサリー類（イヤリング，ペンダント，ピアス，リング等）は身につけないこと。
4．通学靴は運動靴又は革靴とし，ハイヒール，ぞうり，下駄，つっかけ，スリッパ等は認めない。
5．上履きは本校指定のスリッパを使用すること。なお，前面に名前を記入すること。
6．化粧，爪の装飾，及び刺青，タトゥー等は禁止する。
7．頭髪に関してはパーマ，染色，脱色，エクステ等は禁止する。
8．防寒具は登下校時のみ着用を認める。着用する場合は華美にならないものとする。

※ 校舎内で防寒具の着用は認めない。

（3）通学及び登下校

1．通学に際しては，時間的余裕を持って家を出，交通法規をよく守ること。
2．自転車通学を希望する者は，学校の許可を得ること。また，自転車置き場の定められた場所に置き，必ず施錠すること。
3．交通事故にあったときには，すぐに警察及び担任又は学校に届け出ること。
4．単車（フル電動自転車，電動スクーター，電動キックボードを含む）及び自動車による登校は禁止とする。（同乗含む）
5．平日の早朝登校時刻は7時30分以後とする。
6．部活動等で定められた下校時刻（16時45分）以後も在校する必要がある場合は，関係教員の付き添いを必要とする。なお，その場合の最終下校時刻は19時00分とする。
7．休日（土日祝日）に登校する場合は，必ず関係の先生の付き添いを必要とする。なお，個人での休日登校は原則として認めない。
8．長期休暇中における部活動の登校については別に「部活動規定」を定める。
9．災害時等，特別な事態では学校長の判断で生徒を校内にとどめる場合がある。

(4) 礼　儀

1. 礼儀作法は人格を現すものであり，新しい校風づくりの第一歩であるから，人に対しては常に尊敬・親愛の情をもって接すること。
2. 正しい言葉づかいをし，常に自分の言動には責任を持つこと。

(5) 美化，整理，整頓

1. 校舎，校具を大切にし，学校の美化，整頓に努める。また互いに汚損しないように心掛ける。
2. 校舎，校具を誤って汚損した場合は，速やかに学級担任又は関係顧問に届け出て，その指示に従う。 正当な理由なく汚損した場合は，当事者による弁償を原則とする。
3. 貴重品等自分の物は各自でしっかりと管理すること。

(6) 一　般

1. 飲酒・喫煙（タールやニコチン等の成分の含有に関わらず，全ての吸引器具の使用，所持，未成年が使用する際の同席を含む）・暴力行為等，法に触れる行為，また考査時における不正行為等は絶対にしないこと。違反した場合は，学校長より指導を受ける。
2. アルバイトはそれなりの意義もあるが，弊害を伴うことが多いので原則として禁止する。保護者が必要やむを得ずと認めたときは担任に届け出て許可を受けること。
3. 許可なく外来者を校内に案内しない。
4. 校内において，部等団体結成・集会・冊子・新聞の発行・物品販売・募金掲示・宣伝等の表現行為をする場合は，必ず事前に生徒指導部に届け出て許可を受けること。
5. 無断で火気・電気器具等を使用することは認めない。また消火器等は必要時以外は触らないこと。
6. 学校に不必要な物（雑誌・遊戯道具等）は持って来ないこと。
7. 昼食を摂るため、校外への外出は認めない。

(7) 校外生活の心得

1. 本校生徒として，自覚ある言動を心掛けること。
2. 不健全な飲食店，遊技場，劇場等には立ち入らないこと。

附 則

1. 令和6年4月1日改定。
2. この生徒心得は令和6年4月1日から施行する。
3. 令和6年10月1日改定。
4. この生徒心得は令和6年10月1日から施行する。